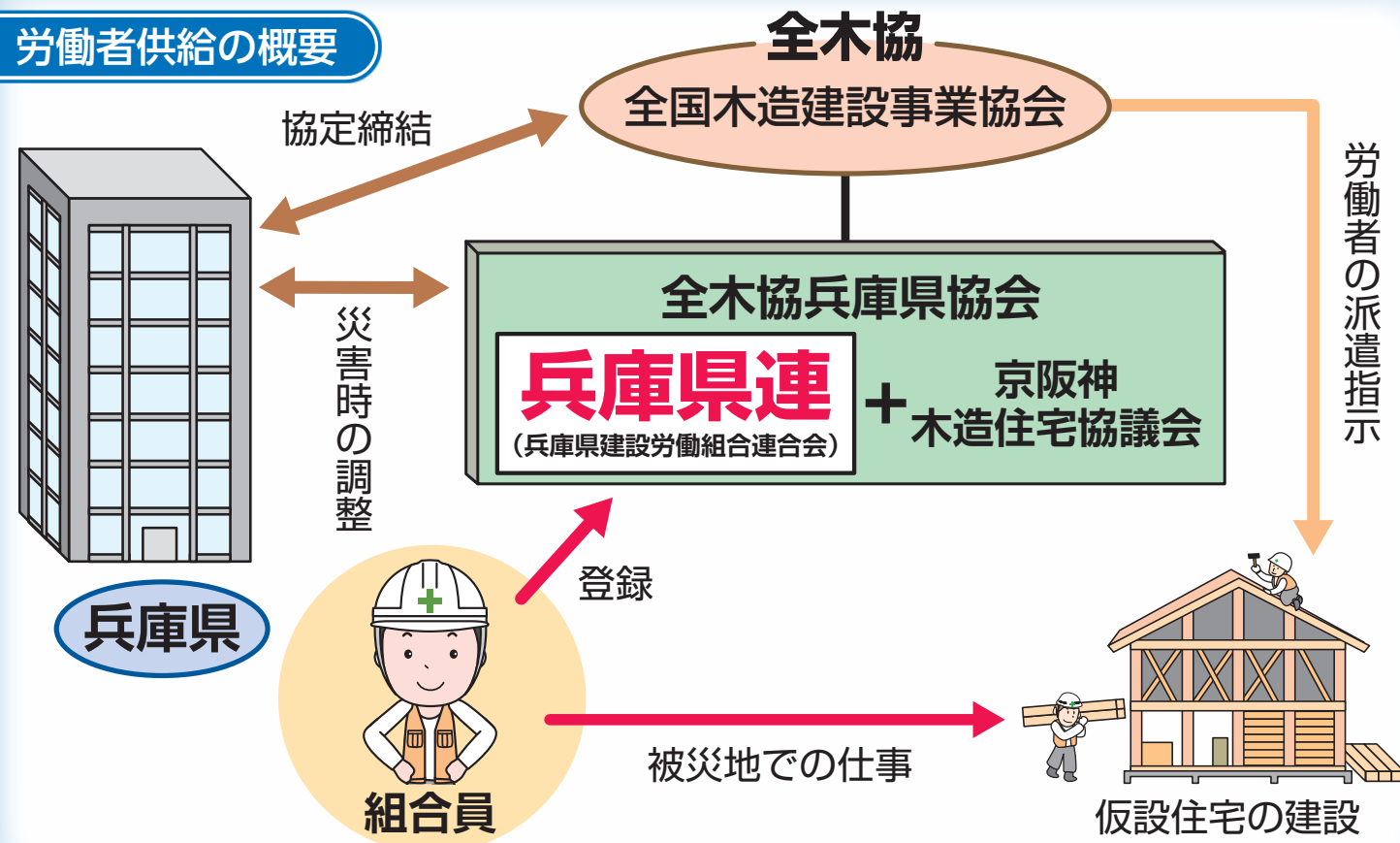


労働者供給の概要



よくあるご質問

Q 登録は、個人ですか、工務店ですか？

A 個人となります。

Q 登録のメリットはなに？

A 登録会員は経営事項審査の評点の加点（15点）が受けられます。（全木協が発行する協定締結証明書と協定書の写しが必要）。

Q 大工職以外の職種は登録できるの？

A 登録できます。ただし、登録用紙の可能な業務と扱える重機等の欄に記入した場合は賃金が大工職と同等日額26,000円ですが、そうでない場合は、日額19,000円となります。

応急仮設木造住宅建設の労働者供給の主な労働条件

2017年3月現在

- 賃金：日額 26,000円（大工）
- 県内交通費：日額 1,000円
- 労働時間：午前8時～午後6時（片付け時間含む。休憩120分）

Q 賃金の支払いは？

A 労働者供給する工務店と賃金・労働条件について労働協約を結ぶことで、組合員は供給先の工務店と労働協約で決まった賃金・労働条件で雇用契約を交わし、工務店の指示通り就労し、直接賃金が支払われます。

Q 登録すれば、災害があった場合に行くことになるのですか？

A 必ず要請があることにはないです。災害状況によってはまったく要請がない場合や短期間の場合などもあります。万一、自分の仕事の関係などがある場合は要請を断ることも可能です。

労働者供給事業は建設業で禁じられる労働者派遣とは異なります。

職業安定法第44条に基づき、労働組合が厚生労働大臣の許可を得て行える事業です。

応急仮設木造住宅の建設には大勢の大工職の働き手が必要になり、全木協では全建総連が被災した都道府県内の全建総連加盟組合を中心に大工職を募り、労働者供給事業を行います。

兵庫県建設労働組合連合会

兵庫県と災害協定を締結

応急仮設木造住宅建設の労働者供給に登録しよう



全木協は被災地・被災者支援として、応急仮設木造住宅の建設に取り組み、これまでに東日本大震災と熊本地震の時には、全国から合わせて約1000人の組合員が労働者供給で就労し合わせて1147戸の応急仮設木造住宅を建設し、多くの被災者より感謝の言葉をいただきました。

いつ起こるかかわからない大規模災害に備え、兵庫県建設労働組合連合会は、予め応急仮設木造住宅建設に協力いただける組合員の登録を行います。

災害時に社会貢献できる、応急仮設木造住宅建設の労働者供給に登録しましょう。

# 応急仮設木造住宅建設における労働条件等

	県内労働者	県外労働者
対象職種	大工、手元（土木職：杭打ち、トレンチ掘削、パイプ埋設、板金、桶職、大工以外の建設業従事者等）。但し、車両系建設機械、ブレーカーの有資格者の手元は大工職賃金とする。	大工
実務経験	大工：実務経験3年以上、上限70歳 手元：上限60歳	左に同じ
賃金	大工等26,000円、手元19,000円程度 ・休日（現場指定含む）は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は大工・手元ともに10,000円。	26,000円 ・前泊及び後泊日、休日（現場指定含む）は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は10,000円。
交通費	県内交通費 ・一律1日1,000円 ・賃金と共に振り込み	県内交通費 ・一律1,000円 ・賃金と共に振り込み ・宿泊地から現場までの距離が往復100キロ以上の場合は別途対応 県外交通費 ・都道府県庁所在地から宿泊地までの往復交通費相当額（ガソリン代、高速代）を従事日当日に現場において現金で支給 ・複数回現地入りする場合は、その回数分の往復交通費を支給（原則として5日以上間隔があった場合のみ）
労働時間	8時～18時（片付け時間含む。休憩120分） ・施工最終日は早めに終了の場合あり	8時～18時（片付け時間含む。休憩120分） ・労働期間の最終日は、午後3時以降の帰宅は可（近隣県のみ）
時間外労働	労働基準法に基づき対応	労働基準法に基づき対応
労働期間	原則3日以上（1日でも可）	原則7日以上
支払い	月末締、翌月10日払い （または20日締、月末払い） ・振込手数料は個人負担	左に同じ
宿泊	—	主幹事工務店又は全建総連が手配。 ・施設はビジネスホテル又は旅館 ・前泊及び後泊分（従事最終日で帰宅できない等、必要な場合）も対応。 ・1泊朝食付。旅館（和室）の場合は夕食付。 ・同県連・組合の場合はツインを原則。長期滞在者をシングル優先。 ・費用は幹事会社が負担。 ・無断欠勤の場合は宿泊費個人負担。 ・従事者による宿泊施設の変更は不可。
昼食	各現場での出前弁当 ・500～700円程度。自己負担。	左に同じ
持参工具	大工道具一式	左に同じ
労災	元請が対応（通勤時間含む）。単独有期。	左に同じ
雇入通知書	従事日当日に現場で手渡し	左に同じ
休日	7日に1日程度	左に同じ
移動手段	各自の車等	左に同じ
その他	幹事会社による厳重注意2回で退場 ・幹事会社等への連絡がない遅刻 ・早退・現場監督の指示に従わない等の行為 ・幹事会社が不適切な行為と判断した場合 ・暴力団関係者と判明した場合 労務管理・施工管理は主幹事が対応	左に同じ

※労働条件は毎年、全木協の総会で確認する。

# 応急仮設木造住宅建設の労働者供給の登録用紙

所属組合にこの登録用紙を提出してください。

※請負ではなく、雇用契約による就労となりますので、個人単位での登録となります。

所属組合・支部			
(フリガナ) 氏名	( 歳 ) ※大工は70歳以下、手元は60歳以下		
職種	実務経験年数	年	
性別	男 ・ 女	生年月日（西暦）	年 月 日
住所（自宅）	〒 —		
連絡先	自宅（TEL）		
	自宅（FAX）		
	携帯（TEL）		
	携帯（メールアドレス）	@	
勤め先又は経営する会社 ※TEL、FAX が自宅と同じ場合は「同上」と記入	会社名		
	TEL		
	FAX		
可能な業務 （○を付ける）	①土木 ②杭打 ③トレンチ掘削 ④パイプ埋設 ⑤板金		
扱える重機等 （○を付ける）	①杭打ち機 ②ブレーカー ③バックホウ ④キャリアダンプ ⑤ユニック ⑥フォークリフト		

※個人情報保護について：情報は応急仮設木造住宅建設の労働者供給の目的以外に使用しません。

※この登録用紙を所属組合にFAXしてください。

FAX番号

阪神土建労働組合	FAX 0798-36-8087	TEL 0798-35-8278
甲南土木建築労働組合	FAX 078-851-5541	TEL 078-851-2251
神戸土木建築労働組合	FAX 078-871-1419	TEL 078-871-1416
兵庫県土建一般労働組合	FAX 078-576-6726	TEL 078-576-6721
東播建設労働組合	FAX 078-922-3319	TEL 078-922-2485

切り取り線